

事務連絡
平成19年11月9日

果実飲料 J A S 認定工場
格付担当者 御中

財団法人日本炭酸飲料検査協会

果実飲料の格付規程の変更について

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準の変更となったことは、別紙文書にてお知らせさせていただきました。その中で「格付規程」の変更が必要な旨を記載いたしました。今後の具体的な対応につきましてご連絡させていただきます。

平成19年11月29日が改正されました認定の技術的基準の施行日となっておりますので、11月29日からはすべての果実飲料 J A S 認定工場は、改正されました認定の技術的基準に適用することが必要になります。しかし、期日がせまっております関係上すべての認定工場での対応は難しいと思われますので、以下のとおり順次適用をお願いいたします。

1. これから認定工場切り替えの申請書を提出する工場の場合

- ① 11月29日以降の提出の場合は、改正されました認定の技術的基準の内容に合った「格付規程」を作成していただき、必要書類と一緒にご提出をお願いいたします。
- ② 11月29日までに本会に必着でご提出していただく場合は、「格付規程」の変更は必要ありませんが、早い時期での変更をお願いいたします。(実地調査時に改めてご説明させていただきます。)

2. すでに新 J A S 法に基づいての切り替えが済んだ工場の場合

確認調査に本会の審査員がお伺いしましたときに「変更した格付規程」を提出していただくか、後日期間を空けずに「変更した格付規程」を送付していただくことのどちらかで対応をお願いいたします。

3. 切り替え申請書を提出済みで実地調査前の工場の場合

実地調査は、ご提出いただいた申請書の内容に沿って実施いたします。その後、早い時期での「変更した格付規程」の提出をお願いいたします。

4. 切り替え申請を行わない工場の場合

この認定の技術的基準につきましては、「果実飲料 J A S 認定工場」であるために、その内容に適用していただくことが必須です。従いまして、定期工場調査実施後など期間をあまり空けずに「変更した格付規程」の提出をお願いいたします。

1～4に各認定工場の対応を記述させていただきましたが、規程をどのように変更するかについてですが、以下のようなことが考えられます。

- 1) 今手元にある格付規程に、内部監査を実施する規定を追加記載する。
- 2) 新たに規程を作成し直す。

各認定工場におきまして、ご都合のよろしい形を選択して下さい。

なお、規程の変更提出後1年以内には、格付の実施方法についての内部監査を実施していただくことになり、その記録は今後の確認調査のときの確認資料となりますので、必ずお手元にて保管をしてください。

参考までに本会での「格付規程（事例）」（第10条内部監査の項を追加したもの）を送付いたします。ご活用下さい。

敬具

この内容につきましてご不明な点はお問い合わせください。

担当：大貫・内木

< 事例 >

果実飲料日本農林規格格付規程

平成 年 月 日

第1条 目的

株式会社〇〇〇飲料 △△工場（以下「本工場」という）が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という）に基づく登録認定機関の認定を受けて、JAS 法に基づき定められた「果実飲料の日本農林規格（平成 10 年 7 月 22 日農林水産省告示第 1075 号）」（以下「JAS 規格」という）による格付は、この規程の定めるところによる。

第2条 格付担当者

- 工場長は、「果実飲料についての製造業者の認定の技術的基準（平成 12 年 9 月 20 日農林水産省告示第 1245 号）」に規定する資格を有する者を格付を担当する者（以下「格付担当者」という）に任命する。
- 格付担当者は、検査荷口の決定、検査荷口からの検査のための試料の抽出、格付検査を委託している第三者機関への試料の送付、第三者機関の検査結果に基づく JAS 規格に適合するか否かの判定、格付の表示を付する義務、JAS 表示包装の管理及びその他この規程において格付担当者が行うこととされている業務を行うものとする。

第3条 試料の抽出に関する事項

- 検査荷口の決定及び検査荷口からの検査のための試料の抽出は、「果実飲料についての検査方法（昭和 37 年 3 月 22 日農林水産省告示第 360 号）」（以下「検査方法」という）に定めるところにより行うものとする。
- 抽出した試料は、格付検査を委託している第三者機関に速やかに送付するものとする。
- 検査中の荷口は、合否の結果が出るまで格付担当者が責任を持って管理するものとする。

第4条 委託契約

- 格付検査は、第三者機関である財団法人日本炭酸飲料検査協会に委託して行うものとする。
- 委託に当たっては、財団法人日本炭酸飲料検査協会と委託契約を結ぶものとする。

第5条 合否判定

1. 格付の合否の判定は、財団法人日本炭酸飲料検査協会からの検査結果に基づいて、JAS 規程及び検査方法に定めるところにより行うものとする。
2. 検査結果報告書に合否判定を行った記録として、格付担当者の捺印を付するものとする。

第6条 格付の表示に関する事項

1. 合格と判定された荷口については、「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号）」に定めるところにより果実飲料又はその包装若しくは容器（以下「容器包装」という）に格付の表示を付するものとする。
2. 本工場は、果実飲料又はその容器包装への表示を能率的に行うため、前条の規程による格付の合否の判定前に果実飲料又はその容器包装に格付の表示を付しておくことができるものとする。
3. 本工場は、前項の規程により格付の表示が付された果実飲料は、前条の規程による格付の合格の判定が行われた後でなければ、譲渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのための陳列を行わないものとする。
4. 格付の表示が付された容器包装（以下「JAS表示包装」という）は、格付担当者が「JAS表示包装受払簿」を備え、受払の都度その状況を記録して責任を持って管理するものとする。

第7条 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項

1. 格付担当者は、合格と判定した荷口について速やかに出荷の指示を行うものとする。
2. 本工場は、不合格と判定した荷口に係わるJAS表示包装は、遅滞なくその表示を除去し、又は抹消するものとする。
3. 格付担当者は前項の規程により表示を除去し、又は抹消した時はその結果を「JAS表示包装受払簿」に記録し、整理するものとする。

第8条 台帳の作成

格付担当者は、格付台帳を備え種類ごとの格付数量を記録するものとする。

第9条 記録の作成と保存に関する事項

格付担当者は、JAS表示包装受払簿、格付台帳及び財団法人日本炭酸飲料検査協会からの検査結果報告書を5年間保存するものとする。

第10条 格付の実施状況についての内部監査に関する事項

1. 格付の実施状況について、定期的に内部監査を実施するものとする。

2. 内部監査の記録は、認定機関の調査の際に提供するものとする。

第 11 条 認定機関による確認業務の適切な実施に関する事項

1. 本工場は、財団法人日本炭酸飲料検査協会が行う格付に関する調査、確藩等に対し適切に対応するものとする。
2. 格付担当者は、財団法人日本炭酸飲料検査協会から指示があった場合は、速やかに上司に報告すると共に、これに従うものとする。

第 12 条

この規程に定めるもののほか、格付に関し必要な事項は工場長が別に定める。